

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員（16名）	1
第1 会議録署名議員の指名	5
第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	5
第3 議案第4号 利府町スポーツ振興基金条例	5
第4 議案第5号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	9
第5 議案第6号 旅費の支給に係る関係条例の整備に関する条例	18
第6 議案第7号 利府町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改	18
第7 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の給与	19
第8 議案第9号 利府町児童クラブ条例等の一部を改正する条例	19
第9 議案第10号 利府町営住宅条例の一部を改正する条例	23
第10 議案第11号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例	23
第11 議案第12号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す	27
第12 議案第13号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運	28
第13 議案第14号 利府町漁港管理条例の一部を改正する条例	28
第14 議案第15号 令和5年度利府町一般会計補正予算	30
第15 議案第16号 令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	42
第16 議案第17号 令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算	42
第17 議案第18号 令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	43
第18 議案第19号 令和5年度利府町町営墓地特別会計補正予算	43
第19 議案第20号 令和5年度利府町水道事業会計補正予算	44
第20 議案第21号 令和5年度利府町下水道事業会計補正予算	44
第21 議案第29号 工事請負変更契約の締結について	45
第22 議案第30号 工事請負契約の締結について	46
第23 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について	49

令和6年 3月定例会会議録（ 3月 6日 水曜日分）

第24 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について	50
第25～第31 議案第22号～議案第28号	50
・第25 議案第22号令和6年度利府町一般会計予算	50
・第26 議案第23号令和6年度利府町国民健康保険特別会計予算	51
・第27 議案第24号令和6年度利府町介護保険特別会計予算	52
・第28 議案第25号令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計予算	52
・第29 議案第26号令和6年度利府町町営墓地特別会計予算	52
・第30 議案第27号令和6年度利府町水道事業会計予算	52
・第31 議案第28号令和6年度利府町下水道事業会計予算	52

※本会議録で使用している漢字は、汎用性を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（16名）

1 番	郷右近 佑 悟 君	2 番	阿 部 彦 忠 君
3 番	須 田 聡 宏 君	4 番	高 木 綾 子 君
5 番	皆 川 祐 治 君	6 番	鈴 木 晴 子 君
7 番	金 萬 文 雄 君	8 番	土 村 秀 俊 君
9 番	浅 川 紀 明 君	10 番	今 野 隆 之 君
11 番	小 渕 洋一郎 君	12 番	高 久 時 男 君
13 番	伊 藤 司 君	14 番	羽 川 喜 富 君
15 番	永 野 渉 君	16 番	鈴 木 忠 美 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
総 務 部 総 務 課 長 兼選挙管理委員会事務局長	村 田 晃 君
総 務 部 危 機 対 策 課 長	古 澤 晃 一 君
総 務 部 デ ジ タ ル 推 進 室 長	吉 田 雄 一 君
企 画 部 長	鎌 田 功 紀 君
企画部秘書政策課長	藤 岡 章 夫 君
企 画 部 財 務 課 長	石 垣 伴 彦 君
町 民 生 活 部 長	福 島 俊 君
町民生活部町民課長	太 田 健 二 君
町民生活部税務課長	川 口 優 君
町民生活部生活環境課長	千 葉 友 弥 君
保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君

令和6年 3月定例会会議録（ 3月 6日 水曜日分）

保健福祉部地域福祉課長	小 畑 香 代 君
保健福祉部子ども支援課長	和 田 あずみ 君
保健福祉部健康推進課長補佐 兼 健 康 総 務 係 長	小 原 晶 子 君
保健福祉部子ども家庭センター所長	鈴 木 由 美 君
経 済 産 業 部 長	千 田 耕 也 君
経済産業部農林水産課長 兼農業委員会事務局長	高 橋 活 博 君
経済産業部商工観光課長	門 田 唯 志 君
都 市 開 発 部 長	郷右近 啓 一 君
都市開発部都市整備課長	堀 越 伸 二 君
都市開発部施設管理課長	佐 藤 真 文 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 喜 宏 君
上下水道部上下水道課長	戸 枝 潤 也 君
会 計 管 理 者	後 藤 仁 君
会 計 課 長	佐々木 辰 己 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 部 長	小 澤 晃 君
教育部教育総務課長	大 谷 浩 貴 君
教育部生涯学習課長兼郷土資料館長	鎌 田 輝 久 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	郷 家 洋 悦 君
議 事 係 長	姉 崎 裕 子 君
主 査	高 橋 三喜夫 君

議 事 日 程 （第2日）

令和6年3月6日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

- 第 3 議案第 4号 利府町スポーツ振興基金条例
- 第 4 議案第 5号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 6号 旅費の支給に係る関係条例の整備に関する条例
- 第 6 議案第 7号 利府町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 9号 利府町児童クラブ条例等の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 利府町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第12 議案第13号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第14号 利府町漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第15号 令和5年度利府町一般会計補正予算
- 第15 議案第16号 令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第16 議案第17号 令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第17 議案第18号 令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第18 議案第19号 令和5年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第19 議案第20号 令和5年度利府町水道事業会計補正予算
- 第20 議案第21号 令和5年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第21 議案第29号 工事請負変更契約の締結について
- 第22 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 第23 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第24 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第25 議案第22号 令和6年度利府町一般会計予算
- 第26 議案第23号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計予算
- 第27 議案第24号 令和6年度利府町介護保険特別会計予算
- 第28 議案第25号 令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計予算

第29 議案第26号 令和6年度利府町町営墓地特別会計予算

第30 議案第27号 令和6年度利府町水道事業会計予算

第31 議案第28号 令和6年度利府町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木忠美君） おはようございます。

ただいまから令和6年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、10番 今野隆之君、11番 小淵洋一郎君を指名します。

なお、本日の日程につきましては、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについて採決をします。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第3 議案第4号 利府町スポーツ振興基金条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第3、議案第4号利府町スポーツ振興基金条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） では、質問いたしたいと思います。

利府町スポーツ振興基金に関して2点伺います。

既存の利府町スポーツ文化振興基金を文化振興基金とスポーツ振興基金に分割すると言われておりますが、補正予算の予算書を見ていると、繰入金補正で220万円を66万円減額され154万円とされております。実際のところトータルで今持っている保有している基金はどのくらいあるものか、伺います。

2点目としましては、予算説明書の文化活動派遣事業40万円、生涯スポーツ派遣事業180万円と出ております。これは派遣する件数によって違うと思いますが、そこら辺をお願いいたしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

まず、最初に、基金の残額でございますけれども、現在のところ1,082万5,092円の残額がこの基金の中に残っております。

2点目で、それを基にした支援のほうの金額の現状という御質問でございますけれども、3月1日現在ですが、スポーツ分野のところでは70件、金額としまして107万3,190円支援しております。文化面につきましては1件でございます、2万円を支援しているというような状況でございます。

○議長（鈴木忠美君） 11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） その基金について、どのような割合で文化とスポーツのほうに分割するか、教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

明確な割合は設定しておりません。過去の支援の状況、必要な金額に応じて、それぞれ振り分けて管理しているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） 質問が悪かったのか、明確なことではなくて、基金を文化とスポーツに分けるわけですね。それをどのように、文化については3割とか、スポーツについては7割とか、そういう形で基金を分けると思うんですけれども、そこは明確にしていけないわけでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、これまで積み立ててきたときに、あらかじめ何割と何割というような分け方でそれぞれ積んできたわけではございません。それで、今現在1,000万程度の基金でございしますが、スポーツの分として管理している分が約900万円、文化のほうで管理している分としまして約180万円ということで、内部的に管理しているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） ほかに。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 1つの基金を2つに分けるということなんで、当然、この基金の内容、分けた内容の金額がそこに入ってくるという、今、小渕さんのものがあつたんですけれども、今の答弁の中で、大体スポーツが900万円という分け方をしているというのであれば、当然そういう形で分けていかなくちゃいけないかと思うんだけど、その件に関して答弁いただきたいということですね。令和6年度の基金の状況を見ると、今説明があつたこれには、年度末見込みでスポーツ振興基金と文化振興基金を合わせた金額になっているんだね。これね。合わせた金額で、要するに、まだ、基金の状況の令和6年度に関しては、要するに、今、小渕さんと私が言っているように、本来分けてやるべき、令和6年度に関してはね、分けるべきだと思うんだけど、分けた内容のものにはまだなっていない。んだけど、ただ、今の説明だと、大体スポーツで900万円あるという形で、内部的に分けたって話でしょ。だったら、分ければいいじゃない。単純に。ある程度金額が分かっているんだから。それが、令和6年度の当初予算ベースでは2つの基金が一緒になって基金の運用状況とか出ているんだけど、これには、基金の積立てに関しては金額が出ている、分けて。んだけど、積立てに関しては出ているんだけど、使用に関して大体取崩し額とかというのもまだ出てないけども。だから、基本的には分けていく必要があると思うんだけど、そういう考えはある。今現在。分けようとしている。ただまだ作業が追いついていない。そこをちょっと答弁いただきたい。

というところと、あと、この基金条例を2つに分けたということでは、これはいいと思うんだけど、それに付随して施行規則ってありますよね。施行規則も今回は提示されていないんだけど、その施行規則も新たにつくる必要があると思うんだけど、その辺の考えはどうですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） まず、お答えいたします。

今現在が一緒になっていて、基金のところで分けておくべきではないかという御質問でござ

いますけれども、今現在は生涯学習課が文化と生涯スポーツを担当しておりますので、その中で5年度は一本化されているというところです。その中で6年度につきましては部署が2つになる。企画部と教育委員会になるということで、今回分けようという提案になっております。

そのための準備としまして、繰り返しになると思うんですが、内々には、もともとスポーツの部分での管理している帳簿を作り、文化の部分で管理している帳簿を作ってやっていると、それに従って6年度から分割していこうという考えでございます。

すいません、ちょっと2点目の質問が頭から飛んでしまいました。（「規則を変える」の声あり）申し訳ございません。規則の改正でございますけれども、この3月中に、条例改正に合わせて規則の改定も予定しているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 要するに、変えるのね、2つにね。今回のこの令和6年度の説明書、予算説明書の中では、積立だけが2つに分かれてて、トータル的な1つの基金残高見込みとなっていたんで、その辺の状況はどうなのかなと思って質疑したわけだけでも、分けていくということでもいいと思います。

あと、規則も分けるということでね、その辺のものがなった段階でしっかり明示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 答弁よろしいですか。（「はい、答弁いいです」の声あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第4号利府町スポーツ振興基金条例を採決します。

お諮りします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第4、議案第5号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 3点、質問したいと思います。

まず一つは、県からの保険料率が上がっているということで今回の引上げと、それから医療費が上がっているということと、もう一つ、被保険者の減少というところが理由になっているというふうに認識しておりますが、1つ目の県の標準保険料率、今回かなり上がっています。激変緩和措置が終了したということで、かなり上がっていますよね。例年2,000万ぐらいのところから、今回、事業費納付金のところが、資料によりますと、去年は1,800万、その前は2,700万、2,000万から3,000万ぐらいのところの事業費納付金があったと示されていると思うんですけども、今回6,900万、約5,000万ぐらい上がっているんですね。激変緩和措置がなくなったという影響はあるんだと思うんですけど、これは今後どうなっていくのか。市町村の保険料率の統一、保険料の統一っていうところの国の方針と県の方針にあるんだと思うんですけども、今後どのように見ていく、上がっていくんじゃないかなと私は思うんですけど、それに伴って毎年上げるということになるのかどうかというのがちょっと不安に思うんです。今後この事業費納付金の県の動向というのはどう見ていらっしゃるのかということが1点。

2点目は、特別会計の国保の令和6年度予算を見ますと、利府町各種会計予算説明書②、特別会計の3ページ。3ページの国民保険税の第1項の1目のところの4・5・6節のところで、医療給付費の部分と後期高齢者の支援金と介護納付金のところ、滞納繰越分が合わせて、多分説明のところで20%掛けているんですけど、掛けないところで見ても1億円ぐらい滞納しているんですね。この滞納金。これが大体人数としてはどのぐらい滞納しているのかということと、その状況、収納状況をお伺いしたいなと。1億円ってかなり大きいので、お伺いしたいというふうに思います。

3つ目ですけれども、被保険者数が減少傾向だというふうに説明を受けていますけれども、確かに被保険者は、全員協議会で渡された資料を見ますと、減少はしています。少しずつしてありますが、ちょっと考えると高齢者は増えているわけですね。高齢者が増えて退職の方も増えている。国保に加入する方が普通に考えれば増えるんじゃないかなというふうに思うんですが、これは何で減少しているのか。把握していれば、お願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 今、金萬委員から3問いただいたけども、2番目のやつは6年度の予算関係じゃないですか。（「そうです」の声あり）そうですね。今回、1、3問目ということでよろしいですね。

それでは、当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（太田健二君） お答えいたします。

まず1点目でございます。激変緩和措置、令和5年で終了となり、今回、特別な軽減措置、5,200万ほど入っております。それで医療の高度化などにより医療費が高額になっております。これを踏まえますと、年々上がっていくんじゃないかと考えております。

あと、3点目の被保険者数は増加するんじゃないかという御質問でございますが、後期高齢者の医療制度でございます。75歳になりますと、国保以外の保険の方も全部後期高齢者の医療保険制度のほうに移行しますので、今、団塊の世代で、どんどん後期のほうに抜けておりますので、今後、被保険者数は減少してまいります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 1点目と3点目のところで、1点目のところは、上げ幅は今後予想つきますでしょうか。かなり今回上がっているんで、納付金のところ上がっているんで、今後の予測として、5,200万入っているという話ですけど、今後こら辺も含めて上げ幅は上がっていく、今上がっていくという答弁だったんですけど、どのぐらい上がっていくという予測つきますでしょうか。

あと3点目のところですね。私は、後期高齢者に上がっていくというのは分かるんですけど、同時に、転・退職して国保に入ったりとか、パートで国保に入ったりっていうのはあると思うんですけど、高齢者の方が今やっぱり働いていますよね。定年延長もある。それから、やっぱり国保が、私もそうですけど、私の周りもそうですけど、国保が高いので、やっぱり継続のほうに入るという選択をする人が多いように思います。そういう意味では、やっぱり国保は不人気なんですよね。高いということで。なので、今回上げると、またそういう現象が起きるんじゃないかなということを非常に心配しています。そういう意味では、被保険者の減少というのは今後考えなきゃいけない。そうすると、納付金上がる、被保険者が下がるというこの現象はずっと続く。医療費も、今、診療報酬も上がりましたよね。人件費の関係で上がっているんで、これも上がっていくというふうに思われると、やっぱり医療費も上がるということで、これは毎年上がる想像つかないといけないというふうに思うのですが、こら辺は私の見解です

けれども、要するに被保険者の減少傾向というのは今後続くんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこら辺いかがですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（太田健二君） お答えいたします。

全協の場でもたしかお話しさせていただいたと思うんですけど、上げ幅どのぐらいという今後の見通し、それについては、国の推計の方法で毎年毎年推計を行います。それで、コロナとかインフルエンザとかいろんな疾病がはやった場合、推計の数字にそれが反映されますので、そういったのがはやっているときには上がります。なければ、その分下がります。それとあと2年間の上昇率とかも掛けますので、なかなかどのぐらいの上げ幅になるかというのは分からないという状況でございます。

あと3点目の被保険者数についてでございますが、人口の今ピラミッドを見ますと、やっぱり団塊の世代、そこからどんどん減少しております。ですから、数的にはどんどん被保険者数はおのずと減ってくるような形になると思いますし、あと、議員さんが御指摘された任意継続制度とかそういったものもございます。あと定年延長とかもございまして、今までその年齢で国保に加入された方、加入されないような状態になっていますので、被保険者数の減少は続くと思います。ただ、被保険者数が減少するということは、病院にかかる国民健康保険の被保険者数も下がるということになりますので、上がり続けるというのは、何かいきなり上がるというのはなかなか考えづらく、ただ医療の高度化によってその分上がる分はあるかと思いますが、どのぐらいというのは分からない状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 今回の2点については分かりました。

もう1個の財政調整基金の繰入れが今回に5,000万ほど入っているということですけど、去年は6,000万ちょっとぐらい入っている。この減額というか、あまり入れなかった理由というのは何かあるのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（太田健二君） お答えいたします。

去年も納付金上がりまして、財政調整基金の半分を入れさせていただいております。今回、年度末の基金残高が1億円ちょっとということで、減少しております。それで今回基金の投入額が約5,000万、半分入れさせていただいておりますので、やっぱり基金が減っている分、投入

する金額がどうしても少なくなるということは御理解ください。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ありませんか。8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 1点だけ。今回の国保税の改定については、去年に続いて2年連続の値上げということです。去年の討論のときも言ったんですが、やはり今、高物価で町民の暮らしが大変な中で上げるのはどうかなと、少し延ばせということ去年言ったわけですが、まさかね、今年、もう1回連続して値上げするというふうに思っていなかったわけなんですけれども、こういう状況の中で値上げをしたということなんですけれども、大きな理由というのは県からの、先ほどやり取りありましたが、事業費納付金が増えたということが大きな理由だと思うんですけれども、これは緩和措置がなくなったということなんですけど、これは利府町だけでなく、県内全ての35の自治体の事業費納付金が多分、多少大きい小さいはあるかもしれないけれども、ほとんどの自治体が上がっているわけで、それに対してどういうふうな処置をしているのかということちょっと分からないんですけど、今回は利府町が上げたわけだけども、国保税をね。ほかの自治体はね、今回の令和6年度に向けての国保税の引上げについてどういう状況になっているのか、町として把握しているのであればお知らせいただきたいというふうに思います。私が近隣の共産党議員団のお話を聞くと、塩竈、多賀城、大郷、それから、七ヶ浜もあつたんですけど、大郷、富谷は上げないで頑張るということをちょっと情報として聞いているんですけども、その辺も含めて、町としてつかんでいるのであればお知らせいただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁。町民課長。

○町民課長（太田健二君） お答えいたします。

県のほうの情報によると、10自治体が増額の改定をするということでお話は聞いております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） そうすると、県内では35の自治体があるわけですから、25の自治体はどういう方法で対応するのかというと、基金で対応するというのが大きいのかなというふうに思うんですけれども、3分の2の自治体は上げないで、まず6年度も現行の保険料でいくということなわけです。そういう点でいくと、今回利府が上げると、前回も県の実際の自治体の保険料率って一覧に出ていますよね、県のホームページに。それを見るとね、今回の値上げ幅を加味して比較すると、所得割も均等割も世帯割もほとんど利府町が額と率も1位に近いというこ

とになっているんですけれども、そういうことになると、令和6年度以降の利府町の国保税というのは県内で一番高い自治体になるという可能性はないのかどうか、その辺についてどういうふうに判断しているのか、お伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（太田健二君） お答えいたします。

各自治体それぞれ基金の残額とかいろんなものを考慮してやっていると思います。それで、基金が多いところにつきましては、上げなくても対応できるものと考えております。

ただ、標準保険料率、今回、令和6年度で出されましたやつを見ますと、利府町、1番ではなかったような気はしております。ですから、標準保険料率にみんな合わせた場合、利府町は1番ではないんですけど、ただ、基金とかを活用して上げないで現行の税率を維持している自治体があるということでございますので、御理解願います。

○議長（鈴木忠美君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 町長にぜひお伺いしたいというふうに思うんですけれども、国保税の問題について。今やり取りやったでしょ。やり取りやって、県のホームページを見ると各市町村の国保税の額というのが出てるんですよ。その中で、所得割については、1位は仙台なんですけど、2位は利府町なんですね。所得割税率なんですけど、仙台は14%、利府は僅かな差で13.3%に今回なったわけなんですけれども。それから均等割は、利府町が均等割額は、利府町が1番、1番なんですね。5万8,800円。2位が東松島市で4万8,600円。つまり1万2,000円を引き離して利府は断トツの1位の均等割額になっています。それから、世帯割は、これは1位は女川町なんですけど、4万1,800円。利府は4位なんですけど、3万7,500円ということ。ただね、均等割額と平等割額を合算すると、35市町村の中で1位の額が利府町なんですね。2位が仙台市。そこに1万円以上の差をつけて、1位が仙台なんですけど、そういう状況でね。昔、20年ぐらい前なんですけど、利府町が国保税、全国で5位か6位という時代あったんですけど、そういう事態になりかねないような状況になるのではないかというふうに思いますけど、こういう状況の中で現状、町民の暮らしが現状大変な中で、こういう国保税の、2年前から比べると3割増ということになるわけなんですけれども、こういう引上げをすると提案をするということについて、町長の見解というのをぜひお伺いしたいなと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えいたします。

本町が標準税率で1位になるんじゃないかというところなんですけれども、町民課長申し上

げたとおり、（「税率じゃないっちゃ。納付額だよ。実際のだよ、標準じゃなくて。実際の納付額」の声あり）標準税率からすると、今現在で真ん中ぐらいとなってきますけれども、やはりこれはどうしても基金がないというところになってきますので。

昨年上げたにもかかわらず今年もということでございますけれども、昨年いろんなやり取りがありましてお答えしていたとおり、昨年最低限しか上げていない状況ですから、以前、高久議員さんから御指摘あったとおり、数年分を見越して改正できれば、それは一番いいんですけれども、そういったこともできませんので、その時点で一番寄り添った形というところで最低限の改定をしたところで、それで、今年におきましても、我々としては義務ですので、できることは全てやっているつもりでございます。これからもやっていくという前提で、苦渋ではありますけれども、今年度も最低限の負担をお願いするというものでございます。

どうしてもこのままでは、5,000万から1億円の負債総額で破綻してしまうようなことも考えられますので、そういった最悪のシナリオも考えないといけませんと思いますし、これから、それだけではなくて可能性の高い国や県への要望、国の32%の負担率を33%にでも、以前の40%にでもというような少しでも可能性の高い要望なども行いながら、健康増進事業も行い、さらに徴収率を上げる努力もしていきたいと思います。

本町では医療機関、充実しておりますので、受診機会に非常に恵まれている、受診環境に恵まれていると思います。そのおかげで早期受診とか、住民の皆さん、定期受診されておられて、それによって重症化を回避しているメリットも否めないと思います。新しい年度も町民の皆さんが安心して医療機関を受診できるように、健康で幸せな人生を送るためにも御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ございませんか。13番 伊藤 司君。

○13番（伊藤 司君） 今後、本町は人口増が見込まれると思います。この人口増による国保税の影響と申しますか、恐らく若い方々がいっぱい入ってくるかと思っておりますけれども、若い方々、社会保険に入っていらっしゃる方が多いかと思っておりますけれども、その辺の見通しといいますか、ますます人が増えてきても、国保に加入する方はあまり増えないで、ますます苦しくなっていくのか。それとも、国保税が少しでも安くなってくる方向なのか。その辺の見通しというか、その辺お聞かせください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（太田健二君） お答えいたします。

利府町、人口増ということで、転入される方、会社員の方、いろいろいると思います。会社員の方は社会保険のほうに加入しますので、国民健康保険のほうには加入しない方がほとんどだと思います。自営の方、入ってきていただいて、所得が大きければ国民健康保険税の税収が伸びます。ちょっとそこら辺どういった方が転入されるのか不明なので、そのところの御回答はなかなかするのが難しい状況でございますので、御理解願います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。7番 金萬文雄君。最初に反対討論で7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） それでは、反対討論をさせていただきます。

議案第5号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、日本共産党議員団として反対の討論を行います。

国保事業は、国民の健康と福祉の増進に寄与する施策であることはもちろん認めるものですが、今回の条例改正は、令和5年度に続いて2年連続の国保税の引上げとなり、国保加入者の町民にとっては大幅な負担増になります。提案された国保税の引上げは、所得割2.23%、均等割1万1,800円、平等割5,500円の増となるもので、主な理由として、被保険者減少による4,800万円の減収と、県の激変緩和措置終了による事業費納付金の6,900万円の増額により、約1億円の不足になるというものです。これは、物価高騰で実質的に生活費が目減りする中で国民の暮らしにさらなる困難を強いるものであり、町はもっと町民の暮らしに寄り添った国保財政の配慮が必要と考え、次の点を指摘し討論いたします。

1点目。町が示している計算例で、ホームページにお知らせとして出されているものですが、モデルとして42歳の夫、年収490万、専業主婦で小学生2人の4人世帯に当てはめると、現在は52万3,900円です。これが63万9,950円になります。このモデル世帯で11万6,050円の値上げになります。これは2割弱の値上げになります。共働きの世帯はさらに増額となりますので、家計に占める国保税の負担は大きなものとなり、家計をますます苦しくさせることは目に見えています。

2点目。県の事業費納付金の増額は、国の施策により県の保険料統一による標準保険料率によるものです。今後も医療費の高騰などにより、自治体に保険料を転嫁し引き上げられると考

えられ、それにより自治体が国保財政維持に苦勞する、自治体が苦勞するという構造になっています。保険料率は参考値にすぎません。最終的には保険料率を決めるのは町です。国民健康保険は、自営業やフリーランス、年金生活者、非正規雇用の労働者など収入が不安定な方の加入者が多く、高齢化や貧困化が進んでいます。物価高騰に賃金や年金が追いつかず、さらに生活苦に拍車がかかっている中、国保税の大幅な引上げは、町民の命と健康に関わります。

3点目。高齢者の人口が増えているにもかかわらず、被保険者数の減少は、高齢者の就業者数の増加や国保料が高いことによる任意継続保険の増加が考えられます。保険税値上げは今後の被保険者数にも関わると考えます。

4点目。令和6年度の国保特別会計予算によると、国保税の滞納は1億円を超えています。今回の国保税引上げに、さらなる滞納者の増加が懸念されます。町は、令和5年度も短期保険証、資格証を発行していると思います。政府は、本年12月2日から、様々なトラブルがある中、マイナ保険証への切替えを強行しようとしています。これに伴い短期保険証の発行ができなくなります。滞納している方の生活の実態をしっかりと酌み取り、丁寧な納税相談を行い、生活に支障のないよう無理のない範囲内の支払い計画を立てるなど、滞納者の暮らしを優先した取組が町にはこれまで以上に求められてきます。

以上の4点を踏まえると、国保税の引上げは、物価高騰の中で町民の暮らしが大変になっている今、行うべきでないと思います。

その上で、町民の暮らしを守るため、国保税改定の前に、町は次の施策を行うべきと考えます。

1点目。国保税の負担は町民の暮らしに直結するものであることから、一般会計からの法定外繰入れも行うこと。

2点目。国保の財政調整基金は、国保税の激変緩和のためでもあり、調整基金の繰入れを増額すること。

3点目。全国知事会、全国市長会は、国に対し、国保への国庫補助を増額することを要望しています。利府町としても、町村会を通じ、国庫補助の増額を強く要望すること。

以上を指摘して、利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の討論いたします。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 次に、賛成討論。13番 伊藤 司君。

○13番（伊藤 司君） 議案第5号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対しまし

て、賛成する立場から討論させていただきます。

国民健康保険特別会計につきましては、加入者の年齢構成が高いことに比例して医療費水準も高くなること、医療費水準が高い割に所得水準が低いために、受益者が負担する割合が低いという構造的な問題に直面しており、財政基盤が脆弱であることが指摘されております。

そのような中、本町の国民健康保険においては、歳出予算の大半を占める医療費の適正化を図るため、特定健康診査事業をはじめ各種がん検診、疾病予防や重症化予防のための保健事業等を継続して実施しております。

また、歳入予算につきましては、スマートフォン決済を導入するなど、貴重な自主財源である国民健康保険税の確保に努めており、また、財政調整基金を取り崩すなどして、被保険者に過度の負担とならないよう努めてきたことがうかがえます。

しかしながら、保険者の都道府県単位化以降、宮城県へ納付している事業費納付金は、医療費の増加等に伴い年々増加しており、令和2年度と比較すると、令和6年度は1億3,600万円増加しております。また、財政調整基金については、事業費納付金の上昇に伴い取崩しが続いているため、令和元年度の残高と比較すると約7,600万円減っており、現状では必要な財源の確保が困難な状況になってきていることは明らかであります。

今後の国民健康保険の運営を安定させるためには必要な財源の確保が避けられない状況となっており、健康保険制度の根幹である相互扶助の観点からも、被保険者の皆様の応分の負担はやむを得ないと考えます。

国民皆保険制度の根幹である国民健康保険が、今後も被保険者の健康保持増進のための基盤であり続けることを切に願い、利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する賛成討論といたします。

○議長（鈴木忠美君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第5号利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木忠美君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 旅費の支給に係る関係条例の整備に関する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第5、議案第6号旅費の支給に係る関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第6号旅費の支給に係る関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 利府町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第6、議案第7号利府町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第7号利府町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第7、議案第8号職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用
職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第8号職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 利府町児童クラブ条例等の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第8、議案第9号利府町児童クラブ条例等の一部を改正する条例を
議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今回のこの条例の改正なんですけど、利府小の児童クラブの入所児童数
が大幅に増えたということなんですけど、定員が、たしか利府小は105人だと思うんですけど
も、今回どれだけ申込み児童数が増えたのかということについて伺います。

それから、増えたということなんですけれども、新しく入所を申し込んでいる子供たちとい
うのは、新しく1年生に入る子供が多いのか、あるいは、今まで入っていた2年生、3年生以
降の子供たちが新たに、今までは入所していないけれども、新たに学童に入りたいと、児童保

育所に入りたいという子供たちが増えたのか、その辺の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。子ども支援課長。

○子ども支援課長（和田あずみ君） お答えいたします。

どれだけ増えたか、利府町児童クラブの申込みがどれだけ増えたかですけれども、現状の定員105人となっておりますが、中央児童センターに移動することによって、当初125人の定員に増やそうというふうに考えてございましたが、実際申込みは160人を超えております。なので、このたび、第2児童クラブが必要になるということになります。

新規の申込みの内訳ですけれども、1年生が50人を超えております。やはり割合的には1年生が一番多くはございますが、2年生以上でも新規に申し込む方はちらほらおりまして、昨年度からの引き続きの入所の方々も50人強を除いた人数はほとんどが昨年度からの引き続きの入所ということになりまして、6年生まで、高学年は数名とはなりますが、6年生まで入所はございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） そうすると、利府小の児童クラブというのは、今までは小学校の中にあつたんですよね、確か。それが今回、予定としては新しい児童センターに全部移動するというので、そうすると今ある利府小の児童クラブは取りあえず閉鎖するという考え方だったのかなというふうに思いますけれども、そうすると、定員が125人ということで、新しい児童センターですね。ところが、申込みがそれより40人以上増えたということなんですけど、そうすると、第1が児童センターかな、児童センターに、申込者の160人のうち、児童センターに何人、それから、今ある小学校の児童館に何人、それぞれ割り振りをするという事は決まっている、今どういうふうに考えているのかということと、それから、その割り振りに当たって、子供たちの希望どおり児童館を、今までの児童館がいいと、あるいは新しい児童センターがいいというふうにそれぞれ希望があるというふうに思うんですけれども、そういう子供たち自身の希望というのを受け入れて配置を決めていくという考えになっているのか、その辺について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（和田あずみ君） お答えいたします。

まず、場所なんですけれども、当初は全てを児童センターに移す考えでございましたが、人数的にそちらに入り切らない事態になりましたので、現在行っている利府小学校敷地内のプレハ

ブで引き続き第2児童クラブのほうを実施するという考えでございます。

数の割り振りなんですけれども、おおよそ160人を超える申込人数のうち、130程度になるうかと思いますが本館ほうでの受入れ、残りを第2児童クラブでの受入れというふうに考えておりますが、その割り振りにつきましては、現状としては、4・5・6年生をこれまでの実施場所である第2児童クラブで受け入れるというふうに、学年で分けることを考えております。

希望どおりにできるのかということでしたけれども、学年で分けることになりますので、実際には希望に沿えない場合もあり得るということになります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） そうすると、今の利府小に置くのが1年生と2年生、3年生ということで、そうするとね、逆か。1・2・3がセンター。遠いほうに置くの。そうすると残ったほうが、そうか。そうするとね、割り振りはそういう学年で分けると、それがまたどうかなというふうに思うんだけど、やっぱりでも、希望どおり、1年生、2年生、3年生でも、やっぱり遠いでしょう。利府小から遠いというのかな。少し距離があるでしょ。そうすると1年生とか小さい子供たちは、学校の中で学童やったほうがいいと思うんですよね、安全性から考えると。そういう点でね。そういうことも踏まえると、それもあるし、あとやはり、4年生、5年生が新しい児童館で遊びたい、過ごしたいという声も多分多いのかなというふうに思うんですけど、その辺について勘案する必要があるというふうに思うんですけど、どうなのかということと、あと、ほかの学童もたしか、児童センターかな、二小とか三小もかなり申込者、5年度の実績を見ると定員ぎりぎりというか、三小とか超していますよね。そういう点で、二小もこれから住宅が増えてくるわけですから、二小、三小の入所児童数のオーバーした分については、どういうふうに、新しい施設を造るとかいうことも考える必要があるかもしれないんですけど、その辺の状況についてどういうふうに見越しているのかということについて伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。子ども支援課長。

○子ども支援課長（和田あずみ君） 答えいたします。

まず、その振り分け方なんですけれども、児童センターのほうが遠いので、1年生通うのが大変ではないかとおっしゃる面もあるかと思います。ただ、1年生だけで50人を超えますので、実際の運営の形を考えますと、児童クラブは1支援単位、クラスのようなもので支援員の配置などが決まっています。1年生だけで1支援単位で収まらない形になっておりまして、そうすると第2児童クラブに配置する支援員の数が相当数増えてくるような形になりますので、

この運営の在り方というところにも問題が出てくるため、やはり第2児童クラブは1支援単位40人以内に収めたいという考えがございます。それからまた別の面では、1年生とはいえ、遠くから通うお子さんもいらっしゃいますし、児童センターまでは通学路として指定を受けている道路を通りますので、そこは保護者の方々にも御協力をいただいて、きちんと通学路を通して移動するというのを、児童センター側も、あとは学校さんの協力も得ながら、そちらの指導はしていけるものというふうに考えております。

高学年になりますと、実際に下校の時間が遅くなりますので、そうすると実際児童クラブに滞在する時間というのが本当に30分以内のお子さんもいるような状況でございます。そういったことを考えても、時間のかかる児童センターのほうに移動するよりも、近くで受け入れたほうがいいかなという考えもございますし、あとは、高学年になると早い時期に児童クラブを退所するお子さんも増えてまいります。児童センターにつきましては自由来館という利用の方法もございますので、児童クラブを退所した後、児童センターのほうに自由来館ということでお越しいただいて利用いただくことも可能というふうに考えております。

次に、二小、三小、ほかの児童クラブの状況でございますが、やはりそちらも申込みは多数になっておりまして、受入れに関してはいろいろ検討を進めているところです。現状は、利用率などを勘案して、現在の施設、既存の施設で受入れを行っておりますが、今後につきましては、やはり申込みが増える可能性はまだまだありますので、ほかに増やせる場所というのを検討しながら、新規の場所ですとか、あるいは既存で借りられる場所ですとか、いろいろ検討しながら今後進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第9号利府町児童クラブ条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 利府町営住宅条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第9、議案第10号利府町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第10号利府町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第10、議案第11号利府町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 介護保険の条例改正のことですけれども、今回の第9期では保険料の算定基準、9段階だったものを4つ、高所得者の分ということなんですけれども、13段階に増やしたということなんですけれども、ここで伺いますけど、令和5年度、9段階の所得区分にいた人は一体何人ぐらいいたのかということと、それが、今回の階層を増やしたことによって、10・11・12・13段階にいる人はそれぞれ何人ぐらいいるというふうに見込んでいるのかということと、4つの新しい階層からの保険料の徴収金額、総額でいいんですけれども、どのくらいになるのかということについて伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代君） お答えいたします。

令和5年度の9段階の方は、予算ベースの人数となりますけれども、704人となっております。こちらのほう13段階になりまして、9段階の方が13段階まで、9段階、10段階、11・12・13と分かれるんですが、そちらのほうの人数に関しましては、ほぼ同じとなっております。

金額的なものになりますけれども、こちらのほうの乗率も保険料の基準額月額に対しまして乗率が変わりますので、こちらのほうの9段階から13段階、令和6年度の人数で試算しますと、こちらのほうの金額は1,187万7,840円と、一応6年度の予算ベースでは試算しているところです。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 5年度の9段階の人は704人。それが、新しい段階に入る人、その中で、700人のうち、今までは9段階だったんだけど、新しく10・11・12・13に入ってしまう段階の人数をそれぞれ何人ぐらいいるのかなということについて、多分試算していると思うんですけど、段階ごとに何人か教えていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、新しい段階の人たちの総合計の保険料の収入額が1,187万ということだったんですけれども、10段階以降の人は、高所得者っていうのかな、所得が420万以上520万とかっていう人が果たしてそんなに高額所得者なのかなというふうに思うんですけれども、この10段階から13段階にいる方の収入、収入の多くはほぼ年金収入の人が多いのかなというふうに思うんですけれども、この収入の内容、事業所得とか、どういう人たちが多く10段階から13段階に入っているのかということを知る範囲で教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代君） お答えいたします。申し訳ございませんでした。

9段階の方は、新しい9段階の方は304人、10段階の方は135人、11の方は70人、12の方は34人で、最後の13段階の方は159人ということで試算しております。

利府町、高収入の方が多い状況で、こちらのほう令和5年度の所得状況に合わせて6年度の予算ベースで試算したところではございます。なかなか皆さんの、高収入の方の御職業とかというところはなかなかそこはちょっと把握は難しいところではございますが、不動産収入等があって、収入があって所得が高い方というところで、こちらのほうでは大枠では把握しているところです。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 結構、最高の13段階の人が結構人数いるなというふうに思ったんですけども、内容については、何の収入があるかっていうのは、なかなかね、町としてはつかめない。それは分かりました。

収入が高い人からは、それに応じた累進的に保険料を徴収するということについては否定はしないわけですが、そういう今回の改定自体にはもちろん賛成するというつもりです。つもりですが、9段階より下の部分について保険料を引き上げなかったということについては少し評価するわけですが、据え置いたという点について、全協の説明で介護の基金を充当して、9段階より下の段階の人の保険料は引き上げないことにしたということで、使った金額について言えば、基金の中で1億4,300万使ったというふうに報告されたんですけども、基金の残高というのはまだ、全体で3億円近くあったと思うんですけども、まだ2億円以上残っているわけで、保険料改定するときに1億4,300万を使って9段階より下の人たちの非課税所得の人たちの段階については引き上げないという配慮をしたわけですが、まだ2億円以上残っているわけですから、さらにこの2億円をもう少し活用して、9段階より下の人、1段階・2段階・3段階の人、僅か引下げしましたが、9段階以降の人にももう少し満遍なく引下げをするという必要があると私は思うんですけども、そういう検討はなされなかったのかということについてだけ伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代君） お答えいたします。

いろいろ保険料を算定する段階でいろいろ試算をさせていただきました。3億円近くの基金の残高というところで、この後、補正とかの提案とかもございまして、5年度の補正で残高が2億6,000万ぐらいでというところに一応、町のほうの予算としてはなる予定となっております。こちらのほうの介護保険料を算定していくに当たりまして、いろいろ国とか県とかの会議で指導とかもございまして、その中で東北厚生局からの指導がございまして、基金の運用の仕方ということで今回コメントがございまして、その中で、1か月分の準備基金として残すものとしては、1か月分の支払える金額を考えていただきたいと。物価上昇とかも考えて10%から15%は残していただきたいというところの東北厚生局のほうからの見解がございましたので、町のほうとしても、それに伴いまして大体に2億少しというところを残していくというところで、試算で保険料のほうを算定させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ありませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君）　すごく初歩的な質問で恐縮なんですけれども、1点お伺いします。現行で9段階のうち、第5段階が基準額になっているわけなんですけれども、基本的に基準額が第9期においても維持されるというのは安心したところです。お伺いしたいのは、第5段階が基準額となっている意味は何なんだろうと。どういう考え方で第5段階が基準額とされているのか。補足すると、次期以降13段階になるということで、そうすると9のうち真ん中辺りが5だということに分かるんですけども、13だと今度また基準額の段階が上がる可能性も将来あるのかなと。たまたま今回、基準額は第5段階維持、額としても5万5,400円で維持されたと、安心しているところなんですけれども、将来そういう懸念があるのかどうか、お伺いしたいと思います。まず1点目は、第5段階を基準額としているその考え方、将来の段階が変わり得るのか、その2点について。

○議長（鈴木忠美君）　当局、答弁願います。地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代君）　介護保険に関しましては、平成22年の介護保険法の施行以来、国のほうで介護保険法として介護保険の保険料の段階というところの基準というところも示されているところではございます。その中で、真ん中に来る基準額の段階が第5段階で、今ちょっといいところにあるというところではございますが、そこで、ちょっとずつずれたりというところがありますので、それは国のほうの段階の指導だったり見方だったりというところ、今後の全国的な介護保険の事業の運営というところに関わってくるところですので、そこで詳細については、私のほうでなかなかお答えにくいところではございます。

今回、9段階を詳細に分けて細分化して13段階に分けたというところも、国のほうが9段階から13段階にするようにというところで通知のほうが来ているところではございます。こちらにつきましては、やっぱり物価高騰とかございますので、低所得者の方々の対応というところで、高所得の方々の所得区分を細分化してこちらのほうの乗率も上げて、また、低所得者の分の方に関しましては乗率を下げてもバランスを取っていかうというところではございましたので、今後また国のほうの、社会情勢だったりというところで、こちらのほうの段階の分け方というのは変わってくるものと考えております。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木忠美君）　ほかに質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君）　質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第11号利府町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時25分とします。

午前 11時14分 休 憩

午前 11時23分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

その前に、皆さんにお願いします。質問事項については、法律の中身とか基本的な事項は、担当課に確認するようにしてください。ここでの質問じゃなく。それから、質問はできる限り簡潔にお願いいたします。それでは入ります。

日程第11 議案第12号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第11、議案第12号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第12号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部

を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第12、議案第13号利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第13号利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 利府町漁港管理条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第13、議案第14号利府町漁港管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） この条例改正の内容ですけど、議案、この関係資料の部分を御覧ください。議案第14号の関係資料の部分で、2の条例改正の概要ということで2つあるんですけども、（1）は字句の文言整理ということでこれは理解するんですけど、（2）の新たに漁港施

設等の活用を図る制度が実施されたことにより、あまり聞き慣れない漁港水面施設運営権を含んだ方の占用料の徴収もできることになったということなんですけれども、これは、内容についての説明をさらっとお願いしたいということと、利府町の漁港に関係あるのかどうか。須賀・浜田の漁港に対して、この制度の運用されるということがあるのかどうか、その辺について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（高橋活博君） お答え申し上げます。

こちらのほうの内容でございますけれども、こちら国のほうの新たな制度としまして今回改正になってございますけれども、それは法の目的関係ですけれども、漁港の活用の促進が一応追加されたものでございます。こちらについては、漁港の利用を前提にしまして、有する価値とか魅力を生かしまして、水産業漁村を活性化する制度になってございます。

この制度の内容はということでございますけれども、活用事業、要は漁港の漁業上の利用の確保に配慮しまして、水産業の発展、水産物の安定に寄与する事業ということで、ここのほうに2つほど大きく載せてございます。そちらについては、水産物の消費増進、もう一つは交流促進ということで2つの事業のほうを持ってございます。こちらがこちらのほうの事業の内容になってございます。

こちらの浜田・須賀に関係するかというと、漁港の活性化になってございますので、一応関係する部分があります。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） そうすると漁港活性化ということで、浜田・須賀でいろいろこれから海の何かやりますよね。地域おこしの事業をやるんだけれども、そうすると今の答弁では関係あるということだったので、そうすると占用料の徴収ができるということになるわけですが、その徴収する見込みというのは、この浜田・須賀の、これからのこの条例の改正によって徴収する見込みというのはあるわけなのかどうか、その辺についてどういうふうに考えているのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（高橋活博君） お答えします。

この事業をもし活用するようになれば占用料を取ることができるというふうにしてございますので、それに基づき、あらかじめ条例のほうに追記しているものでございます。

○議長（鈴木忠美君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） そうすると、これが活用される可能性が高いということですね。6年度以降ね。そうすると、大体今の見込みとしては幾らぐらい徴収できるのかなというような試算のようなものはしているのかどうか、その辺について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（高橋活博君） 試算のほうをしているのかということでございますけれども、こちらのほうは今回の法改正によって条項を盛り込んでございますので、今現在、活用していくかどうかというのは考えておりませんので、試算とかは特にしてございません。

ただ、町の条例の地域になる部分では、占用面積1平方メートル当たり年間360円ということでの占用料になってきます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第14号利府町漁港管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 令和5年度利府町一般会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第14、議案第15号令和5年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は1人2問から3問程度として、それ以上の質問がある場合は、一巡した後をお願いします。

また、質疑は重複しないように、関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、3点ほどお願いいたします。

まず、14ページ、16款使用料及び手数料の1項4目土木使用料6節住宅使用料。災害公営住宅とかの駐車場のマイナスが入っていると思うんですけど、今、災害公営住宅、空き家や空き室、どのくらいあるのか、その辺教えていただきたいなと思います。

あと、その後の対応、空き室があった場合、いろいろ法の縛りとか災害公営住宅なのであると思うんですけど、空き家のままにしておくのはもったいないので、活用方法とか何かあったら教えていただきたい。

それと、16ページ。17款国庫支出金の2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金の8節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、5,100万ほど要するに返すということなんだろうけれども、この金額が返金なのか。もしくは、予測した金額が来なくて、こういう形のマイナス補正にしているのかが1点と、あと、何件くらい、要するに支給対象数に対してどのくらいの執行率、件数で結構です、があったのか、それを教えていただきたい。というのは、知り合いに年金生活者がいて、酒飲んでるときに、また金もらえるよとかって話したんだけど、そうしたら後で、何かあれ申請しなきゃもらえないみたいだよとかっていう話が出たので、その辺の運用の仕方も教えていただきたいなと思っております。

それと、28ページの2款総務費の11目新型コロナウイルス感染症対応地方臨時創生交付金事業の中で、省エネ家電の買替促進をやったんですけども、これで197万ほどまたマイナス補正されているということで、何件くらい応募があったのか。予測に対してどのくらいの執行をしたかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。施設管理課長。

○施設管理課長（佐藤真文君） お答えいたします。

まず1点目の災害公営住宅の空き家の状況なんですけれども、空き家につきましては、今現時点ございません。政策的空家ということで、仮に募集が来たときには広報紙等で募集を掛けて、あと、抽せんによって入居しているという状況にあります。

あともう1点ですけれども、空き家の活用状況ということなんですけれども、こちらに関しましては、今現在、特に活用の状況に関しては考えてはございません。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 次に、秘書政策課長。

○秘書政策課長（藤岡章夫君） 2点目につきましてお答えいたします。

16ページの物価高騰対応重点交付金につきまして、歳入の部分は私から、歳出の部分の執行状況につきましては地域福祉課長から答弁いたします。

歳入の今回の減額補正でございますが、歳出の実績に基づいて、それぞれ事業費、事務費を減額して5,192万1,000円とするものでございます。

○議長（鈴木忠美君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代君） 私のほうからは、物価高騰の分の3万円の給付の分をお答えいたします。

こちらのほうにつきましては、10月31日で申込みが締切りになりました。その後もお忘れになっていた方も何人かいらっしゃいましたので、受付はさせていただいておりますけれども、全部の支給が終わりまして、1,780世帯の方に支給しております。こちらのほうは何回か広報等でも周知させていただきましたが、住民税非課税の方に対しましては事前に通知をさせていただいておりますし、あとは申請分として、税務課さんのほうで何か御相談があったりした方にも、向かい側の地域福祉課のほうに誘導していただいたりとか、あとは家計急変の方も、いろいろなところで生活困窮の相談窓口でこちらのほうに誘導していただいた方もいらっしゃいますので、なかなか申請しないとというところで、全員の方が申請したかと言われると、通知した方に対しまして受付した方というところにいたしますと91%にはなってしまうんですが、できるだけ周知して、あと皆さんの申請を促していったところではございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

件数のみでございますけれども、想定260件ほど想定しておりましたが、結果、161件の決定ということになっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） まずは災害公営住宅に関して、今、政策的空家というふうな答弁があったんですけれども、空き家は常に1戸ぐらい用意しているべきものなのか。要は、空き家、もったいないと思うんですよ、あそこ。駅に近いし。例えば、災害公営住宅なので、要するに縛りがあると思うんですよ。被災者しか入れないとかどうのこうのとかいうものがあって、その対象の被災者がそこそこいなくなったとかどうのこうので空き家が出たのであれば、何か違う

方法で空き家を活用する方法がないかと思っただけの質問なんです。要するに、何かほかに使えないのかな、要するにもったいないから、空き家をあかしておくのは。ところが、今の答弁だと、政策的空家とは一体どういう意味なのかなっていう、ちょっとその辺でもう1回詳しく教えてほしいのと、2点目、物価高騰なんですけど、たしかこれは、先ほど説明で、よく分かんなかったなあ、説明が。まずね、入金というか、要するに予算設定するじゃないですか、当初。予算設定。利府の場合は、国から来ている1つの勘定項目に対して2つに分けてるよね。これに対して。それに対して、その2つの執行率がどうなるかというそういう形も知りたいんだけど、要は、せっかく来たお金を返すようになってしまうのは非常にもったいない。対象者がね、今でいうと執行率91%ということなんだけれども、残りの9%、何らかの方法、要するに、周知とかそういったことはやっていると思うんだけど、対象者に対する、要するに個別郵送とかそういう周知はしたのかな。要は、対象者は分かっているから、このぐらいの世帯があるというのが分かっているから、それに対してこの予算が出てくるわけじゃないですか、そもそも。それに対して執行がこれだけだったっていうのは、ちょっとね、やっぱりちょっとその辺努力が足りないのかなという部分感じるんですよ。だからその辺ね、来年度もあるし、同じようなやつがね。その辺の今後の周知徹底の仕方とか、その辺も含めてお願いしたいなということです。それに対して答弁ね。今後に関して。お願いしたい。

あと、この省エネ家電、3回目だから、そこそこ浸透してきたのかなと思うんですけど、100件ぐらいの見込み残が残っているというのも、これも去年9月に質問したときもあったんだけど、やっぱりいろいろそのタイミングとかそういったのもあると思うんで、今後いろいろ含めて、何もゼロエミッションに向けて省エネ家電だけじゃないと思うんで、その辺も含めていろいろ検討してもらいたい。こっちは答弁要りません。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） 1点目の御質問にお答えいたします。

災害公営住宅でございますが、名称については、建てたときの災害公営住宅という名称でございますが、現在は一般の方の入居も認めておりますので、これに関しましては特に制限があるというものではございません。

政策的空家についてでございますが、こちらにつきましては、災害、火災等発生した場合、万が一に備えて入居用に準備をしているというものでございます。

ここで発生しております減額の主な理由といたしましては、入居者の収入等によるものということになります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（藤岡章夫君） 2点目お答えいたします。

16ページのほうでございますが、こちらの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、国のほうから予算が来ているものでございまして、国のほうでも見込額ということで、予備費だったり補正予算だったり国のほうでの対応で当初見込額で交付が来ているところです。ですので、国のほうでの見込みも若干緩めのところもありまして、先ほど地域福祉課長が答弁したとおり、執行状況は90%を超えてたりしますけども、そういったことで今回実績に合わせて市町村に多めに配って、あと足りなかったと国のほうでならないように調整して、このような形になっているということでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） では、2点お伺いいたします。

1点目は、25ページの1項3目の財政管理費のところですけども、24のところに積立金が6,000万円あるわけなんですけれども、これ全体のところでは、一般会計補正予算のところ全体で5億3,000万減額している中でこの積立て、これは減額ではなくて積立てをするということ何かこう、技術的なことなのかもしれないですけど、決まってるのかということ。要するに、これは余った分なのかというところ。

それから、基金の状況を見ますと、令和6年度に3,000万取崩しの予定のところもありますので、減債基金予算積立金が3,800万で、来年度のところ3,000万取崩し予定という話なんですけども、あんまり変わらないですよ。積立金があまり変わらない。これどういうふうにするか。あと公共施設整備基金予算積立金も2,200万、内訳としてあるんですけど、これどういうふうにする予定があるのか、どういうふうにするのかということをお願いしたい。

それから、2点目。36ページの3款1項9目の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業費、区分18節のところ負担金、助成及び交付金が1,200万ほど減額になっているんですけども、これ交付金が、高騰重点資金給付金として使って全部使え切れなかったということなんですか。これ対象とか、そういうのを見誤ったということなんですか。そこをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

まず、2款1項3目の財政管理費の積立金についてでございます。今回、減債基金と公共施設整備基金のほうに予算積立てをさせていただくものでございます。

まず、減債基金のほうへの予算積立てにつきましては、歳入のほうで普通交付税のほう今回8,945万円ほど増額補正しているところでございますが、こちらは7月に本算定というものがございまして、その後12月に国のほうの地方交付税法等の改正によりまして再算定が行われまして、8,945万円、利府町においては追加交付されているところでございます。こちらのうちのおおむね4,000万ほどは国のほうで過去に借り入れた臨時財政対策債の償還に充てるべき経費ですよということで交付されているものでございます。したがって、この減債基金というものについては、地方債等の元金償還に充てることとして設置している基金でありますので、正式に言いますと3,739万円ほどこちらの経費として交付されておりますので、今回3,800万円ほど予算積立てを行うものでございます。

それから、公共施設整備基金予算積立金についてでございます。公共施設整備基金につきましては、今後の公共施設の老朽化対策ですとか、新たに公共施設を整備する際に対しの備えとして積み立てるものでございます。今回、財源調整等によりまして補正予算の総額では減額となっておりますが、ここの調整の中で公共施設整備基金のほうの予算積立てのほう2,200万円を行うものでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代君） お答えいたします。

先ほどの歳入のところでもお答えした内容と同じになってしまうんですが、こちらのほうのものにつきましては、3万円の給付金の支給のものになります。こちらのほう最初の当初の段階では世帯数というところの想定で、住民税非課税世帯が2,150世帯、家計急変分というところでこちらのほうはなかなか想定が難しいところではございましたが、50世帯を想定してございました。先ほどもお話しさせていただいたとおり、全体で1,785件の受付をしましたが、そのうち不支給ということで、非課税世帯でない方もいらっしゃいましたので、その方たちは不支給にはなってしまうんですが、そちらを抜きまして1,780世帯に支給しまして、その残額というか、支給できなかった分というところの差として減額補正をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 2点目については分かりました。非課税世帯じゃない世帯もあったとい

うことで、余ったということですね。

1点目ですけど、私の中で財政面あれなんですけど、これ積立金ですね。各年度においてどのくらい積み立てていくというのは、先ほど説明いただいた国のほうの財政状況なんでしょうか、それとも、一定このくらい積み立てるといふのがあるんでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） 予算積立ての金額という、予算額の設定方法ということでございますが、減債基金につきましては、毎年度積み立てるものではございません。国の交付税等で措置された場合には、その際に都度積み立てているものでございます。令和4年度にも2億円ほど交付されておりますので、その際、積み立てたということで記憶しております。

公共施設整備基金につきましては、当初予算のほうで今年度におきましても4,200万円ほど積立てを行っていたところでございます。9月補正におきましても、繰越金等のほうを活用しまして1億円積み立てております。こちらについては、今後、庁舎等公共施設の長寿命化対策に多額の経費が必要になるということが分かっておりますので、それに備えて、財源的に調整がつく場合には、公共施設整備基金のほうに予算積立てを行っていくということで考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ありますか。11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） 3点伺います。

まず1点目、ページ7ページ、8款土木費2項新中堀新川崎線道路整備1億4,500万の事業でありますけれども、軟弱地盤、道路改良のための工事ということであります。これは、今後、契約を変更または締結していく契約書を見ますと、その工事の中、2つの業者が入って、49メートル50センチの長さで、また、534メートルの工事を行うわけですが、これは同時並行的に行う工事なのか、もしくは期間を区切ってやる工事なのか伺います。

2点目、13ページ、1項地方税1目2節震災復興特別交付税1,700万円の使途について、復興事業はもうそろそろ終わっているかなというふうに考えますので、使途について伺います。

3点目、ページ45ページ、4目農地維持費14節工事請負費、明神沢溜池工事の5,600万円減額というふうになっておりますけれども、この工事はもうそろそろ完了したのでこういう減額になったと思うんですが、今回のこのため池改修工事は、どのような経緯で、どのような工事内容だったか伺います。

以上3点。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（堀越伸二君） 7ページの繰越明許についてお答え申し上げます。

新中堀新川崎線道路整備事業につきましては、次の議案のほうにもありますが、同時並行で工事を行っていくという形で考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） 震災復興特別交付税についてお答えします。

こちら使途といいますか、交付された内訳になりますが、1点目が職員人件費に対して500万円ほど交付されております。2点目としましては、地方税の減収分に対して交付されているものでございます。こちらにつきましては9月と3月に算定のほうを行いまして、それに基づいて交付されるものでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（高橋活博君） 3点目についてお答え申し上げます。

明神沢溜池改修工事でございますけれども、こちら当初については工事施工予定でございましたが、今年度、ため池の詳細な設計業務を含んだ中で、明神沢溜池ですけれども、山間地、山の部分、奥深くある部分と、できてから相当年数たっていることから、条件が悪いということで、こちらのほう工事のほうを見直してございまして、今年度2月のほうに仮設増の部分、発注してございます。本体工事につきましては、改めて新年度予算に計上して工事のほうを進めたいと思って考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 11番 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 1の道路改良工事についてなんですけれども、今後、市街化編入される地域の道路というふうに位置づけてよろしいのか。

あと、3点目の明神沢については、最近、異常気象が発生して集中豪雨があった場合なんか、ため池自体が氾濫する可能性もあり得るというふうに考えております。それでその氾濫に耐え得るだけの工事をしているのか、答弁願います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（堀越伸二君） お答えいたします。

新中堀新川崎線の道路整備事業につきましては、当初、慢性的に渋滞している利府街道の渋滞対策として工事を行ってまいりました。今回、議員全員協議会のほうにも御説明しているとおり、市街化区域の要望ということで、新中堀新川崎地区につきましても、今回、県のほうに第8回の線引きのほうに町として市街化区域を要望する、市街化編入を要望する区域として要望させていただいております。結果的に、この道路整備事業をしている区域も、将来、市街化区域のほうに編入していただきたいという区域となっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（高橋活博君） お答え申し上げます。

今回の改修工事につきましては、議員おっしゃるとおり、災害というか大雨のときに耐えられるかということで想定してございまして、今、現在の洪水吐で大雨が降ったときに流れるような形の部分がございすけれども、それを低く下げることによって、堤防の決壊を防げるような安全対策を図れるような改修工事と考えております。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ございませんか。8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 2か所ですけど、35ページの上から2つ目、補償、補填及び賠償金ということで、補償金523万6,000円ありますけど、これは消費税の問題だと思うんですけども、課税だったのを払わなかったということの金額だと思うんですけど、これを支払う相手先はどこなのかということについてと、それからこれ補償となってるんですけど、補償というのは、辞典で調べると損失を補うために払うものなんですけれども、つまり、これを支払う先の、どこか分かんないけど、社協かどこかかもしれないけど、損失を被っているのかどうか、その辺についてどうなのか伺います。損失を被ったのかというふうに判断していいのかどうかということですね。

それから、43ページの衛生費の2段目、塵芥処理費で200万減額になっておりますけれども、この内容ですね。200万は大きいですし、それから塵芥処理費の業務委託ですから、恐らく年度当初にこの契約を交わすと思うんですけども、年度末に200万減らすということの意味が分からないんですけど、この内容について説明をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代君） それでは、まず、私のほうで1点目の御質問の事業所のほうについてお答えいたします。

こちらのほう障害のほうの相談の委託先になっておりまして、事業者さんのほうにつきまし

ては社会福祉協議会、あとは、さわおとの森、あとは株式会社かるみあというところで、こちらのほうのかるみあさんは障害児の相談のほうを請け負っていただいているところです。こちらのほうは、消費税のほうというか、各事業所のほうとも税務署さんと今相談のほうをしているというところでした。

状況については以上です。

補償金については、続きましてお答えいたします。

○議長（鈴木忠美君） 続いて、財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） 今回計上した節について、補償金とした理由ということでございますが、今回この計上に当たりましては、「予算の見方・つくり方」という書籍を参考に、あとは財務実務提要ですとか、あと先行で予算を計上している団体等がございましたので、そういったところの部分を参考に決定させていただいております。もう少し詳しく説明できればいいんですけども、ちょっとこの書籍自体を今回持ってきておりませんので、すいません、御理解願います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。生活環境課長。

○生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

まず、年度末に2,000万というところなんですけれども、大きくごみ収集回収の委託、こちらのほうなので、年度末に翌年度分を入札をかけることになるんですけれども、そのまず大きなところで請差というのがまず大きなところですよ。あとは、この中に不法投棄ですとか犬猫の死体の処理費というのもあります。そちらもいわゆる年間通して予想を立てて、結果、実績があまり多くなかったというところで、これだけの減額補正ということになっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 補償金のほうね。補償金の項目に名称を決めたというのは分かりました。

それでこの補償金を払った先の社協とさわおとの森とかるみあの3つが主なんだけれども、ここは、これから税務署といろいろ相談をして、この処理をどうするかというふうに検討することなんだけど、会計上言えば、雑収入として会計上この3つの団体を入れるとも消費税の受入れということはある得ないんで、そうするとこの分、利府が払って523万6,000円が、税務署とどういう相談するか分かんないけど、そのまま国に行くなら何となく納得して分かるんだけど、国に行かないでこの3つの事業所の単純に言えば売上げに入っちゃうわけですよ。収入にね。その辺の兼ね合いというのかな。それを理解しづらいんだけど、その点

についてどうなのかということと、あとこの3つの社協とさわおとの森とかるみあに対して未納があったということなんだけど、逆に過払いもあったというお話ありましたね。1,000万近く。その1,000万の中の過払いした分が、この社協とかさわおとの森とかるみあには過払いしている分はないのかどうか、その辺について伺います。

それから、塵芥処理費の2,000万の減額については、来年度の請差とかという説明もあったり、あと、収集したごみの量が予定より少なかったから減額したんだということなんだけど、この2,000万の内訳というのは、そのごみの収集の予定より少なかったっていうのは端数が出てくるというふうに思うんだけど、ぼっきり2,000万になっているというのは理解できないんだけど、その辺についてもう少し説明していただきたいなと思います。

○議長（鈴木忠美君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代君） お答えいたします。

1点目の消費税関連につきましては、こちらのほう町の事業として委託したところですが、消費税をこちらのほうで加算しないで事業所に委託していたということですので、消費税分を事業所にお支払いすると。事業所さんのほうは、これから消費税の修正申告をして、税務署のほう国のほうにその分の消費税を国にお支払いするということになっております。なので、町から払った分、事業者さんから今度また消費税として国に事業者さんがお支払いするという流れになっております。

あと、過払い、全員協議会のほうで御説明させていただいたそちらのほうにつきましては、こちらのほうまだ町の弁護士さんと御相談しながら、どのような仕組みで過払いのほうのお返ししていただくかというところをまだ調整中ですので、こちらの補正予算のほうには計上とかしておりませんので、またその時期になりましたら、また、予算なり、委員の皆様にご説明させていただきます。こちらは未払い分だけの計上とさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。すいません、説明が悪くて申し訳ございませんでした。

まず、契約については、今年度、令和5年度の契約でございまして、その分を今回下げているところが大きな部分となります。

なぜ、ぴったり2,000万かというところなんですけれども、こちら偶然という形になりますけれども、不法投棄の処理ですとか犬猫の死体処理というのは、想定はするんですけど、やはり大

規模なものがあると、どうしても大きく予算とかがかかってしまう。1か月の間に10体しか死亡した犬猫ちゃんとかいないとか、タヌキとかいないとなればもちろん安くなりますし、その月平均ですとか過去の経年の平均とかを見て予算の減額を措置をして、たまたま2,000万円というところがございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 未払いと過払いのことなんだけど、過払い金をどうするかというこれからの処理について聞いたんじゃないくて、仮払いしているところが、この3つの事業所にもあるのかどうかということなんだよ。この3つの事業所に過払いしてるのかどうかということなの。つまり、過払いしてるのであれば、過払い分とこの未払い分を相殺したほうがいいような気がするんだけどね。その辺について、その実態、状況どうなのか。

それからあと、塵芥処理費はたまたま偶然2,000万にぴったり下がったという説明なんだけれども、5年度の請差ということだけれども、5年度の契約というのは5年度の当初に、4年度中にやって5年度に決まる、正式に契約交わすんだから、その時点でも請差というのは5年度当初に出るというふうに思うんですけど、なぜ年度末に出たのかというのが不思議だというふうに思うし、ぴったりというのは分かりました。じゃあ、請差が幾らで、犬猫処理費とかなんかいろいろな処理費の減った分が幾らなのかということについて、金額は出せますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代君） お答えいたします。お答えが悪くて申し訳ございませんでした。

こちら先ほどをお伝えしました3事業所には過払いのほうはございません。全然別の事業所でございます。

以上となります。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

金額についても実績の部分になると思いますので、すいません、今手元に持ち合わせていなかったものですから、後ほどお伝えに参りたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第15号令和5年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。再開は13時ちょうどとします。

午後0時11分 休 憩

午後0時57分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第16号 令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第15、議案第16号令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第16号令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第16、議案第17号令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算を議

題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第17号令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第17、議案第18号令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第18号令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号 令和5年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第18、議案第19号令和5年度利府町町営墓地特別会計補正予算を議

題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第19号令和5年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第20号 令和5年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第19、議案第20号令和5年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第20号令和5年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第21号 令和5年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第20、議案第21号令和5年度利府町下水道事業会計補正予算を議題

とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第21号令和5年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第29号 工事請負変更契約の締結について

○議長（鈴木忠美君） 日程第21、議案第29号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、1点だけ。変更ということで、この関係資料に赤字で書いてあるんですけども、こののり面整備、整形とかという面積が減ったものに関してはしっかり減額されているのか。

それと、赤字としてポンプ3台追加となっている、これ追加となっているんですけども、上の変更理由の中で、排水用仮設ポンプ3台について、稼働日数分の仮設費を計上するほかという形なんですけども、このポンプ3台って新たに設置したものなのか。もともと3台があって、ただし、その予定が日数分、当初予定の日数分以上超えてしまっているものなのか。その辺、この文言だけで把握できなかったんで、説明願います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、工事概要の変更分として減工されている部分、のり面整形と掘削等につきましては、こちらのほうは減額という形で積算のほうをしております。

改めまして、こちらの稼働日数分のポンプにつきましては、もともと積算上は標準日数につ

いて仮設費として計上しております。今回12月に雨が降ったことで、田んぼ側に水路から越流したことがございました。それで、本来冬季間であれば雨というよりも雪ということで考えておったんですけども、12月のその雨を受けまして排水計画を見直し、工期、農作業に入る前までの期間を改めて稼働日数として計上したものでございます。（「はい、いいです」の声あり）

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第29号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第30号 工事請負契約の締結について

○議長（鈴木忠美君） 日程第22、議案第30号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、2点。

非常に低い落札率で落札されたということで、大変いいのかなと思っているんですけども、ここでちょっと思いついたのが、この落札業者に対する与信というのはどんな形で行っているのかなというのが気になりました。というのは、落札業者に対して、今回落札者がね、そんなことはないと思うんだけど、落札して、工事入る前に前渡金って出しますよね。一般的に。その後、倒産とかっていうふうになってしまったら取られ損みたいな形になってしまうんで、過去にも事例あるんですよ。実際。だから、その辺の与信関係を落札業者に対してどのような形で取っているかというのが1点。

あと、大変、今回、落札率が低くて、いいことだと思うんだけど、他の業者さんの落札率、大体どういうふうな状況なのか知りたいんで、その辺教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

与信といいますか、企業の評価ということですので、お答えさせていただきますが、まず、入札参加資格のほうで、建設業法の27条の29第1項に規定する総合評価値というものを定めております。今回の工事ですと850点以上ということで規定しておりました。こちらにつきましては、建設業法で経営状況分析結果ですとか総合評価値というものを踏まえて総合的に評価された数値でございます。今回6社のほう入札のほうに参加していただいておりますが、こちらの業者全ての業者において、総合評価値850点以上を超えておりましたので、こちらの総合評価値に基づきまして企業の評価というものは実施できているものと考えております。

ちなみにですけれども、経営規模評価につきましては、会社の財務状況ですとか過去2年間の工事の売上高、あとは自己資本の比率ですとか社員の技術者の配置状況、そういったものもろもろ勘案したものによりまして評価されているものでございます。ですので、落札してから評価をするわけではなく、入札に参加していただく前段で企業の評価というものをしっかりやっているような状況でございます。

続きまして、落札率でございますが、落札率につきましては、順不同になりますので御容赦願います。

まず、企業名から落札率のほうを続けて説明してまいります。まず、城北興業株式会社仙台支店につきましては、落札率72.19%でございます。奥山工業株式会社につきましては、落札率76.68%です。株式会社田名部組仙台支店につきましては92.36%。株式会社大志工業は77.23%。久我建設株式会社につきましては99.85%。新東総業株式会社につきましては78.52%となっております。

今回は総合評価型の入札でございますので、価格と価格以外の評価点で最も高かった奥山工業株式会社が、総合評価点41.316ということで一番高かったため、今回仮契約を締結して、議会のほうに提案しているものでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今の各社の落札率を聞くと、城北興業さんのほうが落札率低かったかな。

ということは、総合評価で恐らく奥山工業さんのほうが持ち点が高かったということですよね。持ち点が高かった分野って何なんだろう。それを教えてください。

それと、先ほど総合評価値ということで850点以上ということなんだけれども、その評価値は、

技術力であるとかいろいろなものを加味してやっていると思うんだけど、一番の、さっきの話、与信という一般的なあれなんだけど、事前にその総合評定値の中で債務状況とかそういったものを見ているということなんだけど、その経営状況を判断する物差しというのは、その総合評定値の中では債務状況だけなんですかね。ほかにも何かありますか。要は、一番は、一般的に会社が倒産に至るとかっていうのは、やっぱり債務状況とか、要するに非常に悪い状況でそういった形になるんだけど、その辺の見方というのは、全体的に総合評定値の中の一つの物差し、一つとは限らないだろうけど一つ二つの物差しの中で総合的に判断できるものなのかどうか、その辺の確信はあるのかな。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

この総合評定値につきましては、奥山工業株式会社様につきましては、宮城県知事のほうに建設業のほう登録している業者でありますので、宮城県知事のほうからこの総合評定通知書というものは頂いているものでございます。なかなか企業情報でございますので、詳細の金額等の決算の状況等は差し控えますが、こちらの財務状況につきましては、固定資産ですとか流動資産、固定負債、利益剰余金ですとかそういった財務状況というものをそろそろ申請書のほうに記載して、バックデータ等をつけた上で宮城県知事のほうが許可したものであると認識しておりますので、そちらの詳細のデータというのはいちのほうにはないものですから、この総合評定値というのは重みのある通知だと我々も認識しておりますので、そういった考えでございます。

2点目でございます。奥山工業さんについては、価格評価点では2番目の評価でございました。価格以外の部分で高かった理由としましては、過去の工事实績ですとかISO9000、14000の認証取得の状況、あとは、その部分の技術力の評価の部分ですね。あとは企業年金制度の導入に係る社会福祉、労働福祉の部分での評価というのがかなり高いような状況です。あとは奥山工業さんにつきましては、本社は宮城野区ではございますが、利府町のほうに営業所を有しております。併せ持って災害防災協議会等に参加していただいて地域貢献活動等も実施していただいているという部分が、価格以外の評価点が高かったところでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） ということは、その総合評価の中で地域得点の5点プラスされているということでもいいのかな。前も1回やったことあるんだけど、利府は総合評価の中で、利府町に

貢献しているこういった建設業とかに関しては、利府町所在以外の建設業者さんに対しては5ポイント高いんですよ。ということは、単純にいくと5ポイントってパーセンテージ直していいはずだから、要は、奥山さんの場合は、ほかの業者さんより5%優位性があったという捉え方でいいですかね。

○議長（鈴木忠美君） 財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） パーセンテージというよりは、それぞれ評価項目ごとに点数を定めております。地域性の部分につきましては満点7点となっておりますが、奥山工業さんは6点獲得しているような状況です。他社については、1点から2.5点等々ばらつきがあるような状況です。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第30号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（鈴木忠美君） 日程第23、議案第31号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第31号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定いたしました。

日程第24 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（鈴木忠美君） 日程第24、議案第32号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第32号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定いたしました。

日程第25 議案第22号から

日程第31 議案第28号まで

○議長（鈴木忠美君） 日程第25、議案第22号令和6年度利府町一般会計予算から日程第31、議案第28号令和6年度利府町下水道事業会計予算までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております議案第22号から議案第28号までの令和6年度各種会計予算について順次御説明申し上げます。

初めに、令和6年度利府町各種会計予算書の1ページをお開きください。

議案第22号令和6年度利府町一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を151億円と定めるものであり、前年度と比較して6億円、4.1%の増となっております。

令和6年度予算におきましては、総合計画に掲げた計画目標を基本とし、「もっと先へ、チャレンジ利府！」を合い言葉に、誰もが町への思いやりや誇りをつなぎながら、一人一人の夢と希望、未来を担う子供たちの夢をかなえられるかけがえのないまちづくりを目指し、編成し

ております。

主な施策といたしましては、子育て環境の向上を目的とした小中学校給食費無料化の拡充や中央児童センターの開設を予定しております。

また、地域力の維持・強化を図るための地域おこし協力隊支援事業の拡大や新たな公共交通サービスである利府町版m o b i プロジェクト推進事業等の諸施策に予算の重点配分を行いました。

自主財源である町税につきましては、国の経済対策として実施する個人住民税の定額減税施策や、町民税均等割の復興加算分が令和5年度で終了することに伴い、減収を見込んでおります。

一方で、ふるさと応援寄附金につきましては、令和5年度における寄附金額が好調なことから、大幅な増額を見込んでおります。

また、依存財源である地方交付税につきましては、国の財政計画により子ども・子育て政策の強化や職員の給与改定に要する地方財源が確保されることを想定し、増額を見込んでおります。

歳出におきましては、社会保障関係経費の扶助費や繰出金、義務的経費である人件費や公債費などの負担が大きく、また、公共施設の長寿命化対策や渋滞対策としての道路整備事業にも取り組む必要があるため、財政調整基金の取崩しや地方債の借入れを行い、世代間の公平な費用負担に配慮しております。

今後も、引き続き税収の確保やふるさと応援寄附金の拡大を図りながら自主財源の確保に努め、安定的な財政運営を行ってまいります。

次に、9ページをお開きください。

議案第23号令和6年度利府町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を33億4,429万4,000円と定めるものであり、前年度と比較して2.2%の増となっております。

歳出が増額となった主な理由といたしましては、被保険者1人当たりの医療費の増加に伴う保険給付費の増加や保険給付費の増加に伴い宮城県に対し納付する事業費納付金の増加によるものであります。

また、歳出の増加に伴い国民健康保険事業の財政逼迫が続いていることから、安定運営を図るため国民健康保険税の税率を改正することに伴い、歳入の国民健康保険税が前年度と比較して9.9%の増となっております。

次に、13ページをお開きください。

議案第24号令和6年度利府町介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を25億1,926万円と定めるものであり、前年度と比較して2.9%の増となっております。

増額となった主な理由といたしましては、被保険者及び要介護認定者の増加に伴う介護給付費の増によるものであります。

次に、17ページをお開きください。

議案第25号令和6年度利府町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を4億1,647万6,000円と定めるものであり、前年度と比較して16.3%の増となっております。

増額となった主な理由といたしましては、被保険者の増加などによるものであります。

次に、21ページをお開きください。

議案第26号令和6年度利府町町営墓地特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を1,242万6,000円と定めるものであり、前年度と比較して11.1%減となっております。

減額となった理由といたしましては、昨年度に実施した町営館山集合墓地増設工事が終了したことによるものであります。

次に、25ページをお開きください。

議案第27号令和6年度利府町水道事業会計予算でございますが、第3条収益的収入及び支出の収入につきましては、他会計補助金等の増等に伴い、前年度と比較して0.7%増の10億5,939万2,000円、支出につきましては、減価償却費等の増に伴い、前年度と比較して1.6%増の10億5,128万8,000円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出でございますが、令和6年度においては大規模な更新工事の計画はなく、それに伴い企業債の発行を予定していないことから、前年度と比較して収入につきましては97.8%減の1,088万円、支出につきましては42.3%減の4億7,479万5,000円を計上しております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額4億6,391万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填することにしております。

第5条債務負担行為につきましては、現在実施中の包括的民間委託について、令和7年度から委託内容を拡充し実施するため、包括的民間委託業務事業を設定するものであります。

次に、29ページをお開きください。

議案第28号令和6年度利府町下水道事業会計予算でございますが、第3条収益的収入及び支出の収入につきましては、他会計補助金の減額に伴い、前年度と比較して2.9%減の13億620万

6,000円、支出につきましても、アセットマネジメント計画策定業務委託料等の減額に伴い、前年度と比較して1.7%減の12億9,114万2,000円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出の収入につきましては、流域下水道建設負担金に係る企業債等の増額により、前年度と比較して10.6%増の2億4,567万6,000円、支出につきましても同様の理由により、前年度と比較して6.4%増の4億5,224万9,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億657万3,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補填することとしております。

第5条債務負担行為につきましては、水道事業と合わせて包括的民間委託業務事業を実施することから、水道事業会計と同様の理由により設定するものであります。

以上が本定例会に提案いたしております令和6年度各種会計予算の概要でございます。

なお、一般会計予算につきましては、企画部長から説明させます。また、詳細につきましては、予算審査特別委員会において各担当から御説明申し上げますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 次に、議案第22号令和6年度利府町一般会計予算について補足説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） それでは、議案第22号令和6年度利府町一般会計予算の概要について御説明申し上げます。

初めに、利府町各種会計予算書の薄いほうの冊子の分でございます。こちらを御用意願います。

7ページを御覧願います。

第2表債務負担行為でございますが、合計11件の事業につきまして、賃貸借期間の満了や複数年にまたがって契約するために設定するものでございます。

なお、個別の内容につきましては、所管する各部長から本予算特別委員会におきまして後ほど説明することとしております。

次に、8ページを御覧願います。

第3表地方債でございますが、記載しております11件の事業、合計で9億250万円の起債を予定しております。

主な事業といたしましては、1件目の緊急防災・減災事業3億4,780万円につきましては、役場庁舎の長寿命化改修事業と防災行政無線システム等更新事業に充当するものであります。

3件目の公共施設等適正管理推進事業1億8,270万円につきましては、総合体育館屋根改修事業や町道舗装長寿命化事業、都市公園遊具更新事業に充当するものでございます。

8件目の道路整備事業1億6,760万円につきましては、新中堀新川崎線や館太子堂線などの道路整備事業に充当するものであります。

9件目の公営住宅建設事業3,000万円につきましては、町営住宅建て替え事業に充当するものです。

10件目の学校教育施設等整備事業につきましては、利府中学校弓道場改修事業や小中学校防犯対策事業に充当するものでございます。

また、最後の臨時財政対策債につきましては、発行可能額として7,000万円を見込んでおります。

次に、歳入歳出予算の主な概要を御説明いたします。

利府町各種会計予算説明書①一般会計、厚いほうの冊子になりますが、こちらを御覧願います。

それでは、説明書の1ページを御覧ください。

歳入の主な内容としましては、1款町税については、国の経済対策による個人町民税の定額減税などにより、前年度から1億3,979万2,000円減の49億9,788万5,000円を計上しております。

なお、この定額減税による減収分につきましては、12款地方特例交付金で全額補填される見込みであることから、前年度比1億7,294万7,000円増の2億2,294万7,000円を計上しております。

13款地方交付税につきましては、国の令和6年度地方財政計画などから普通交付税や特別交付税などの試算を行い、前年度比4億1,500万円の増を見込んでおります。

17款国庫支出金につきましては、町内2か所に新たに整備した就学前教育・保育施設に対する交付金の減額や、新型コロナウイルスの5類以降、コロナワクチンの全額公費での接種が令和5年度で終了することに伴い、前年度比5億4,428万5,000円の大幅な減額となっております。

19款財産収入につきましては、旧十符の里プラザ跡地の売却収入として2億円を計上しております。

20款寄附金でございますが、ふるさと応援寄附金が令和5年度は大幅な増額となる見込みであることから、令和6年度におきましてもさらなる増額を見込み、前年度から6億5,000万円増の10億5,000万円を計上しております。

21款繰入金につきましては、財源調整のための財政調整基金からの繰入れや、ふるさと応援

寄附金などからの繰入れを見込み、前年度から9,251万円の減となっております。

続きまして、2ページを御覧願います。

歳出でございますが、まず初めに、令和6年度からの組織機構の改編による（仮称）スポーツ振興課の新設に伴い、スポーツ関連事業に係る歳出予算の集約化を図り、2款6項4目にスポーツ振興費として新たに計上しております。

2款総務費につきましては、役場庁舎の長寿命化改修事業や総合体育館屋根改修事業の実施に伴い、前年度比8億2,841万6,000円の大幅な増となっております。

3款民生費につきましては、新たに整備した就学前教育・保育施設に対する整備補助金の減額や、中央児童センター整備事業の完了により、前年度比6億6,485万2,000円の減となっております。

7款商工費につきましては、ふるさと応援寄附金の増加に伴うポータルサイトへの委託料や基金への積立金の増加から、前年度比6億2,013万1,000円の大幅な増となっております。

8款土木費につきましては、各種町道整備事業の完了や事業の進捗によりまして、前年度比2億836万8,000円の減となっております。

9款消防費につきましては、防災行政無線システム等更新事業の実施に伴い、前年度比5,867万7,000円の増となっております。

次に、124ページから134ページまでは、現在設定しております債務負担行為の支出額及び支出予定額を記載しております。

最終ページの135ページを御覧ください。

地方債の残高についてでございますが、左から3列目の欄、前年度末、これは令和5年度になりますが、現在高見込額は合計で140億8,391万4,000円となる見込みであり、これに当該年度中起債見込額を加算し、当該年度中の元利償還見込額を差し引いた当該年度末のいわゆる令和6年度末の残高は、137億9,379万2,000円となる見込みであります。

また、一般会計予算の概要につきましては、別にお配りしている当初予算関係補足説明資料の2ページから7ページにも記載しておりますので、御確認願います。

そのほか各予算の計上内容の詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして関係各部局より御説明を申し上げます。

以上が一般会計の予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木忠美君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第22号から議案第28号までの令和6年度

利府町各種会計予算については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第28号までの令和6年度利府町各種会計予算については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。予算審査特別委員会のため、3月7日から3月12日までの6日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、3月7日から3月12日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は3月13日です。予算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後1時40分 散 会

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和6年3月6日

議 長

署名議員

署名議員